大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
1　ご意見を踏まえ、計画を修正するもの					
1	第４章　２各年度における量の見込みと提供体制の確保	・今回の第２期大阪市こども子育て支援計画の素案に目を通して疑問に思ったこと、なぜ第１期では、「児童いきいき放課後事業」と「留守家庭児童対策事業」ときっちり分けていたのに、第２期になって「放課後の居場所を提供する事業」という名称に変えたのでしょうか。一つの括りとして入れられているのであれば、そもそもいきいきと学童は事業として別だし、学童はただ居場所を提供するためだけに開いているのではないと思います。名称を変更した意図が伝わってこないので、どういった計画がなされているのかを知りたいです。 ・地域子ども・子育て支援事業の名称について、第１期計画では「児童いきいき放課後事業・留守宅家庭児童対策事業」としていましたが、第２期計画素案では「放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）」と変えられています。国が、こども・子育て支援事業の13事業としているのは「放課後児童健全育成事業」（大阪市では留守家庭児童対策事業）です。「放課後の居場所」へ名称を変えると、全児童対策事業を含んだ計画になり、国の求める計画とはなりません。	本計画を策定するにあたって実施した平成30年度大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査では、児童いきいき放課後事業と留守家庭児童対策事業を合わせて「放課後の居場所を提供する事業」として確認したため、本計画素案においても分かりやすくするため「放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）」と記載したところでございます。 ご意見のとおり、市町村子ども・子育て支援事業計画には「放課後児童健全育成事業」に関する量の見込み等を定めることとされておりますので、「放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）」から、第１期計画と同様に「児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業」と記載するよう修正いたします。	221	6 48 51
2	第４章　２各年度における量の見込みと提供体制の確保	素案50ページの児童いきいき放課後事業にて、「障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう条件整備に努める」との記載がありますが、なぜ障がいに対して「条件」が設けられているのでしょうか。重点施策としての「障がいのあるこどもと家庭への支援」と矛盾しています。また、重点施策に対して「努める」という実行力のない表現を用いるのはなぜでしょうか。重点施策のため、「障がいなどによる支援を必要とする児童が安心して参加できる事業とする」と言い切るべきだと考えます。	「障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう条件整備に努めます」との記載につきましては、障がいなどにより支援を必要とする児童に安全・安心に児童いきいき放課後事業をご利用いただくため、指導員の加配など環境整備の充実を図ることをその趣旨としておりますので、ご意見を踏まえ、「条件整備に努めます」を「環境整備を図ります」と記載するよう修正いたします。	3	51 86

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
3	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向１	素案68ページの特別支援教育の充実において「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」とありますが、なぜ「推進」というあいまいな言葉を用いるのでしょうか。重点施策として、作成・活用は「義務」と明記するべきです。また、計画の「質」についても、第三者も参画して、個別にチェックや計画の見直し・修正をしていかなければ「充実」をしていくことは困難です。それは、素案にも”PDCA"というキーワードが記載されているとおり、PDCAを確実に実行する「人」が必要です。	小・中学校における新学習指導要領では、特別支援学級の在籍及び通級による指導を受ける児童生徒につきましては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を全員作成することとしており、既に取り組んでいることから、ご意見を踏まえ、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用する」と記載するよう修正いたします。 また、各計画の作成と活用にあたりましては、PDCAサイクルを通して改善を図りつつ進めており、その１つとして効果的な実施となるよう教職員向けの研修を実施し、質の向上に取り組んでおります。	1	74
2　ご意見をいただいたものの、すでに記載済み等により計画を修正しないもの					
4	第１章　計画の策定にあたって	大阪市の現状から、市民・企業・団体任せではなく、大阪市が責任をもって安心して子育てができる環境を拡充する施策の具体的な計画を策定してください。	本計画に記載しておりますが、こども・子育て支援は行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校園、企業、そして市民一人ひとりが、自ら行動し、共に力を出しあって連携、協力していくことが不可欠と考えております。 本計画では、「こども・青少年の『生きる力』を育成します」、「安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します」、「こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します」という３つの基本方向を設定し、基本方向ごとに具体的な施策・事業を掲げ、総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進することとしております。	14	7 41～45

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
5	第１章　計画の策定にあたって	こどもたちが未来に夢と希望を持って健やかに成長できるように、大人もこどもも誰でもが笑顔で、挨拶の行き交う街に、大阪がそんな街になればいいと思います。それには、行政に頼るのではなく、地域に住まいする私たち自身が私たちの手で自分たちが住んでいる街を明るくすることが一番の近道だと思います。難しいことではなく、誰もができること。例えば私の住まいしいてる町会では女性部が中心になって、町内と会館の清掃を行っていますが、我が家では主人もこどもたちも、都合がつけば一緒に掃除します。ほんの１５分程度のことですが、自分たちの街を自分たちで綺麗にできたことがとても嬉しくて、掃除の後の皆さんの顔が自然と笑顔で輝いているのです。もう一つとても大切なことは、こどもたちの成長にとっても、私たち大人にとっても、家庭が心地よい場所であること。これも難しいことではありません。毎日の食卓を出来るだけ皆で囲むこと。家でみんなで食事をとること。但し、テレビを消して、スマホや携帯は食卓に置かずにできれば離れたところにおいて、家族の顔を見て、今、食べているごはんやおかずを見て食事をする。それだけで、食事が単なるエネルギー補給から、愛という心の栄養源になります。もしかしたら会話の少ない家庭も、きっと話が弾むと思います。子供たちが将来どんな家庭を作るかのモデルの基本は例え反面教師であったとしても、その生まれ育った家であることは、間違いありません。こどもは親から愛情を掛けてもらうことで、人を愛することを学びます。自分だけの利益追求でなく、人を思いやれる人へと成長します。親はこどもに愛を注ぐことで、幸せを感じ、充実感を得ます。愛されること、褒められること、人の役にたつこと、人に必要とされること」この４つに人は幸福を感じると聞きますが、幸福を感じることが出来る「心」を育むのは家庭であり、地域のおじさんやおばさんに見守られている（少々面倒かもしれませんが）、安心感です。大阪にはまだまだ、そんな人のつながりがあります。今のうちに、家族と地域の繋がりを守る静かな行政のサポートが必要だと考えています。	本計画に記載しておりますが、こどもや青少年の健やかな成長を、社会全体で見守り、はぐくむ大阪市を実現するために、まず、個人や家庭で解決する「自助」、住民相互の助けあいの中で解決する「共助」、行政が取り組む「公助」という「補完性の原則」もふまえ、それぞれの主体が果たすべき役割を担いながら、バランス良く取組を進めていくことが重要であると考えております。 本計画では、「市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します」とする基本理念に基づき、「公助」として行政が担うべき取組に加え、「こども・青少年が自立して生きる力の育成」、「身近な地域における子育て家庭への支援の充実」などの基本施策の下、「自助」「共助」の活動を支援する取組も取りまとめております。	1	7

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
6	第２章　２ニーズ調査の結果からみた現状	平成30年度の大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査（小学校１～3年生）に回答した者です。「放課後の居場所を提供する事業」としては、学童保育といきいきのほかにも、放課後等デイサービス、習い事などいろいろあり、全部をひっくるめての利用状況が有効回答数の内、61.7％と読み取れます。しかしながら、次の項目（図55）では「児童いきいき放課後事業の利用頻度」にのみ言及しています。大阪市こども・子育て支援第１期計画では「児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業」としていましたが、学童保育については何も設問されておらず、また今回のニーズ調査でも全く無視されているのはどうしてでしょうか。また、小学校３年生で週４日以上利用が21.1%との回答とありますが、我が子の通う学校及び、近隣の学区では小学校2年生でもうほとんどの子がいきいきに行かなくなります。数字が私の知る実態と乖離しているのか、いきいきの教室により指導者の質にばらつきがある（＝利用率にばらつきが出る）のかと、考えざるを得ません。	平成30年度大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査におきましては、留守家庭児童対策事業に関する設問を設けており、留守家庭児童対策事業につきまして「週４日以上利用」及び「週１～３日利用」と回答した方の割合は、小学１年生で6.5%、小学２年生で7.0%、小学３年生で7.3%となっており、学年別の利用頻度に変化がみられないことから、児童いきいき放課後事業に関する調査結果を掲載させていただきました。 計画素案の図55「児童いきいき放課後事業の利用頻度（学年別）」における週４日以上利用する小学校３年生の回答（21.1%）につきましては、回答者801人のうち169人から選択があったものでございます。	2	28
7	第４章　２各年度における量の見込みと提供体制の確保	大阪市の現状から市民・企業・団体任せでなく、大阪市が責任を持って安心して子育てできる環境を拡充する施策の具体的計画を策定して下さい。待機児童解消のためには０～５歳まで安心して預けられる認可保育所の増設してください。また、認可外保育施設の認可を進めるさいには地方裁量型認可化移行制度の活用ではなく、認可基準を満たした施設に移行して下さい。配置基準や面積基準を引きあげこどもの発達や安心や環境を守って下さい。	本計画では、令和６年度までの増加する保育ニーズを見込み、このニーズに対応した保育施設を確保することとしております。 今後も引き続き、既存施設を活用し、必要な地域については認可保育所等の整備を計画的に進め、併せて保育士確保を図りながら、待機児童の解消はもとより、保育を必要とする全ての児童の入所枠確保をめざしてまいります。 また、保育施設の設置にあたりましては、本市条例等による認可基準や、入所児童の健全な育成等適切な保育環境を確保することを要件として認可しております。 なお、本市では、市独自に新規採用保育士特別給付事業等を実施し、また、来年度からは新たに保育士働き方改革推進事業を実施することとしており、これらの取組を通して職場環境を更に改善し、保育士のスキルアップ、ひいては保育の質の向上を図ってまいります。	10	49 50 128

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
8	第４章　２各年度における量の見込みと提供体制の確保	「子ども・子育て支援会議教育・保育・子育て支援部会」において出された資料に書かれ利用実績では、国の放課後児童健全育成事業補助対象量（留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当）は16,028名（低学年10,841名、高学年5,187名・H30利用実績）となっていましたが、第２期計画素案では5,762名（低学年3,578名高学年2,184名・令和２年度の量の見込み）と10,000人近く減っています。令和２年度に利用施設の大幅閉鎖があるのでしょうか。	平成30年度の利用実績につきましては、開設時間途中から参加する児童等を含む延べ人数を記載しております。一方、本計画の量の見込みにつきましては、国から示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づく、対象年齢ごとの推計人口に留守家庭児童対策事業の利用を希望する方の割合（ニーズ調査結果）を乗じて得た実人数でございます。	197	51 52 86
9	第４章　２各年度における量の見込みと提供体制の確保	いきいきは誰でも受け入れてもらえるとはいえ、我が校のいきいきの夏休みの状態狭い図書室で肩を寄せながらひしめき合って過ごしている状況でとてもゆっくり過ごせる状況ではないように見受けられました。また。地域の学童保育も希望しても入ることが出来ず落選して涙を飲む方が５、６名はいます。量の見込みが甘いのではないでしょうか。	児童いきいき放課後事業の量の見込みにつきましては、行政区を区域とし、各区の今後のマンション建設予定を反映した推計人口を用いるなど、各区の実情を踏まえ、国から示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、対象年齢ごとの推計人口に留守家庭児童対策事業の利用を希望する方の割合（ニーズ調査結果）を乗じて算出したものとなっております。 なお、児童いきいき放課後事業は、市内小学校の余剰教室等を活用し実施しており、過密状態にある場合は小学校と調整し、狭隘状態を解消するよう努めております。	2	51 52 86

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
10	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向１	・　大阪市で子育てをしながら大阪市で保育士として働いています。保育所入所問題から学力の低下など親だけでなく子どもの耳にも入ってくるような現状の中で子どもが安心してすごし成長していけるのか・・・学校では課題に追われ、チャレンジテストで成績がさらされる状況で自己肯定感が育つのか・・・本当に不安でしかありません。何の為のチャレンジテストなのか。それをしたからといって向上している様な変化は日常では見えないし、むしろ毎日疲れて帰ってくる子どもを見て将来が不安になります。もっと子どもの豊かな成長のために本当に必要な環境や施策を考えてほしいです。 ・　チャレンジテストの見直し、学力向上にはつながりません。職員、こどもも負担です。学力向上につながるにはこどもたちの学びたい意欲を育てるべきです。	学力向上にかかる取組の１つとして本計画に記載しております「大阪市版チャレンジテストplus」につきましては、以下の内容を目的として実施しております。 ・「生徒及び保護者が、学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにすること」 ・「学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用すること」 ・「学びの連続性を確立する観点から、客観的・経年的なデータを把握、分析し、効果的な指導方法や課題を『見える化』し、その改善に役立てること」 本市では、引き続きこどもたちの学力向上に向け、取組を進めてまいります。	2	66

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
11	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向１ 基本方向３	スマホ等の使用によるコミュニケーションスキルの低下に対する対策をお願いします。	本計画に記載しておりますが、本市では、就学前の教育・保育や学校教育の活動を通じて、こどもが他のこどもや大人と円滑にコミュニケーションをとることができるよう取り組んでおります。例えば、学習・指導方法の改善を目的とする「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の推進では、全ての学習の基盤となる言語能力等の育成も重視し実施しております。また、「キャリア教育の充実」では、キャリア発達にかかわる「人間関係形成能力・社会形成能力」をはじめとする諸能力を育てるため、特別活動と各教科等との関連を図るとともに、キャリア・パスポート（仮称）を活用するなどして、体系的・系統的にキャリア教育を進めることとしております。 さらに、不登校・ひきこもりへの取組や、若者自立支援事業を行っており、若者自立支援事業では、社会参加し自立していくことに課題を抱える15～39歳の若者を、コミュニケーション講座や社会参加プログラムなどにつなぎ、自立に向け支援しております。	1	69 73 165 171

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
12	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向１	子どもの受動喫煙の危害防止の具体策が抜け落ちているように思います。改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされてはいますが、家庭内、同室内、自動車内などでの受動喫煙防止は入っておらず、兵庫県受動喫煙防止条例などでは以下が規定されています。子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を盛り込むようお願いします。 第19条　何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第20条　妊婦は、喫煙をしてはならない。 子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定も。 一方で、子どもの時から以下の教育、啓発が大切で不可欠です。「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」	本計画に記載しておりますが、「たばこに関する正しい知識の普及啓発」として、たばこ（未成年喫煙対策・受動喫煙防止対策等）に関する正しい知識についての普及啓発推進のため、ホームページや各区保健福祉センターで実施する健康講座など様々な機会を通じてたばこの健康への悪影響を発信することとしております。 また、こどもへの受動喫煙防止対策につきましては、平成30年12月に施行された「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」により、全てのこどもたちが安心して健康的に暮らすため、受動喫煙防止に努めるとされていることから、各学校や民生委員、児童委員を通じて周知啓発を行っております。 府条例の趣旨をふまえ、引き続きこどもの受動喫煙防止対策に努めてまいります。	1	82

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
13	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向２	小学校の教員です。 大阪市こども・子育て支援計画が、より実効性のあるものとなるために意見を述べます。「第５章　基本施策と個別の取組」には、基本方向１として、こども・青少年の生きる力の育成、基本方向２として、安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境の充実、基本方向３として、こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットの確立が書かれています。これらを達成するためにも家庭や地域、学校園などの声をタイムリーに聞いて行動する必要があると思います。 昨今、企業でも顧客からの意見に対して、窓口のワンストップ化が多いのですが、役所に関しても、その方向性をより進めていくべきだと思います。そこで、地域からも、学校園や保育園所からも、家庭からも「こども・子育て」のことに関して、まずは相談できるという部署を作り、そこから関係部署やNPO、企業、各種団体、事業所、病院などに連絡していくようにしてはどうでしょうか？もちろん、現在でもそれがあるのであれば、さらにその立場を強めるとともに、市民に広く周知してください。	本計画に「区保健福祉センターにおける相談の充実」として記載しておりますが、本市では各区保健福祉センターに子育て支援室を設置し、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、関係機関と連携し、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行っています。 また、各区保健福祉センター子育て支援室では、区要保護児童対策地域協議会の構成員として保育所や学校、地域の民生委員・児童委員などに参加してもらうなど、地域の関係機関と連携しながら、必要な支援につなげるよう努めております。	1	111

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
14	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向２ 基本方向３	大阪市は年々人口が減少し出生率も全国に比べて低いです。こどもを１人育てるのにかかる費用が大きいのが原因の1つだと思います。日本では約７万人に１人の子どもが貧困状態にあるといわれていて、平成26年度子供の学習費調査によると教育支出のうち約６～７割が塾や習い事等の学校外の費用で、世帯収入の低い家庭の子どもは学校外教育にかけられる費用が低く学力テストの正答率も低くなっています。大阪市の学力低下と子どもの貧困を減らす為にも、学費の無償化や児童手当の増額など、生活を安定させるための補助があればと思います。	本計画では、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供する取組として「塾代助成事業」（本計画素案記載済み）や、各区の学力向上への取組を記載しております。 また、本市が大阪府と共同で平成28年に実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、世帯の経済状況がこどもの生活や学習環境、学習理解度にも影響を与えていることが確認されており、こどもの貧困に関する取組として「大阪市こどもサポートネット」等を記載しております。	1	85 159 160 177～182

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
15	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向２	市、区役所など行政が設置している広報や相談体制は、未整備と言わざるを得ないです。大阪市は、政令指定都市では14万人弱と外国人住民が最も多い、外国人住民率も多い状況があります。特に大阪市は、インバウンドが日本一、万博の開催が控えている時期です。急増する外国人対応は、最重要課題です。これに関して、外国人にバリアを設けないことが基本です。また、行政の対応はスピードが遅く、制度や対策に遅れ感を覚えます。区役所での相談は、交流センターを交えた「トリオフォン」が主力でお粗末です。現状は制度の内容や仕組みなど簡単な照合レベルが多いので表面化していません。今日の多言語化時代は、外国人にとって、医療、福祉、子育て、こどもの教育など直接生活に関る問題が多いです。これらの問題への安心は、雇用問題など大阪経済にも影響を与えます。福祉以外の分野との連携を視野に入れる必要があります。外国人住民の多い大阪市の特性を生かす、大阪市と外国人への情報提供、相談支援体制の整備、充実が求められます。	本市では、本市国際交流の拠点施設である大阪国際交流センターを活用して外国人が住みよい、働きやすい環境づくりを推進しており、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正に伴い、令和元年７月より外国人住民等を対象に多言語による相談窓口機能を強化するとともに、行政手続き等を一元的かつ多言語で案内しております。 なお、本計画では新たな施策として「外国につながるこどもと家庭への支援を充実します」を新設しておりますが、子育て支援施設や児童福祉施設への翻訳機の購入支援等を行い、保護者とのより一層円滑なコミュニケーションを図ることとしております。	1	125 126
16	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向２	保育施設は増えているが、小規模、企業型、認可外保育施設が多いです。認可外での保育事故が増えている中、子育てが安心してできるように認可保育施設の増加が必要だと思います。基準を緩和しないでほしいです。	本計画では「保育所等の整備」として記載しておりますが、入所保留児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に向け、認可保育所等の整備を計画的に進めております。	7	128
17	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向２	保育者の確保及び資質の向上のために講ずる配置になっているはずなのに、大阪市の計画案には保育士を入れる人数などが正確に決定していません。確保するにはそれなりの援助金がもっと必要であると思います。	保育士不足は全国的な課題となっており、市内の民間保育所等が保育士確保に苦慮されていることと認識しております。 そのため、本計画では「保育人材の確保対策」として記載しておりますが、国の保育人材確保事業に加え、本市独自事業を実施し、民間保育所等の保育人材確保に鋭意取り組んでおります。	23	129

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
18	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向２	こどもたちの命や安全を守るために園訪問とか抜き打ちでしていますが、その費用をプール監視員の費用にして各園に人材として派遣できるようにするとか、もっとこどもたちに役立ててほしいです。	本計画では、「保育所等の事故防止の取組強化事業」として記載しておりますが、本市では重大事故が発生しやすい「睡眠中、食事中、水遊び・プール活動中」の時間帯を中心に保育施設を訪問し、保育状況の確認、必要に応じた指導・助言を行っており、今後もこの取組を継続して実施してまいります。 なお、平成30年度より国の保育体制強化事業を活用し、民間保育所等がこどもの安全確認や清掃等の保育周辺業務を行う者を配置した場合の補助制度を実施しております。	1	129 132
19	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向２	タワーマンションがたくさん増え、子育て世帯が増えておりますが、この地帯には公園が全くありません。マンションをドカドカ建てる土地があるなら、どうか子供達が安心して遊べる場所・公園を作ってください。	本計画では「住区基幹公園の整備」として記載しておりますが、本市では古くから高密度に都市化が進む中、都市の貴重なスペースを確保しながら、公園整備を推進してまいりました。現在、限られた予算の中で計画的に公園整備を進めておりますが、新たにまとまった土地を確保して公園整備をすることは、既成市街地において当該用地が限られていることや、用地取得に多額の予算が必要となることなどから、困難な状況となっております。 ご意見を参考にしながら、現在計画している公園整備を進めていくとともに、既存の公園をより安全・安心、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。	1	138

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
20	第５章　基本施策と個別の取組 基本方向３	小学校の教員です。 「こどもサポートネット」が市内全部の区で始まります。先行して行われた区では、区によって、また推進員の動きによってその効果や業務内容がバラバラでした。朝、家まで迎えに行ってくれる担当者がいるという区もありました。また、学校によって積極的につながろうとしている学校もあれば、あまり関係していない学校もあるようです。 でも、この支援計画を読むと、基本的には子どもの貧困対策で、行政の支援につなぐということだとわかりました。貧困は確かに大きな問題で、そこからさまざまな問題が発生するのでしょうが、日々の子どもは親との関係でもっと切実な状況に追い込まれています。 「こどもサポートネット」が本当に子どものサポートになってほしいです。そのためにも、推進員の権限強化、SSWやSCの増員と身分保障、区の家庭児童相談員やこども相談センターとの連携の強化などをぜひお願いします。	本計画に記載しております「大阪市こどもサポートネット」につきましては、平成30年度からモデル７区で実施しておりますが、効果検証を踏まえ、令和２年度より全区へ展開することとしております。全区展開にあたりましては、こどもサポート推進員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの人材確保と育成、また支援機関との連携など実施体制の確実な構築に努めてまいります。	2	160
21	第６章　計画の推進にあたって	情報発信方法について 西区で区民向けに発信しているLINEによるイベントや災害対策の情報告知を他の区でも実施してほしいです。中央区では区民向けの新聞やFacebookで発信されていますが、子育て世帯にとってはリアルタイムに発信され申し込みもできるLINEの方が使い勝手が良く、また、区民への周知レベルも向上すると思います。	本計画に記載しておりますが、本市では、「ニア･イズ･ベター」（補完性･近接性の原理）を徹底して追求し、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治･新しい区政運営の実現をめざしております。 情報発信につきましても、各区で取組を進めておりますが、直近でも此花区では令和２年２月からLINEを活用した窓口案内サービスを開始しており、また、浪速区は来年度からワンオペレーション育児になりがちなひとり親家庭等を対象にLINEを活用した情報提供等を実施することとしております。	1	175 204

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
3　ご意見をいただいたものの、計画の記載内容に直接関係しないもの					
22	その他	保育所設営に関しての予算は組んでいただいていますが、小学生になった学童期の放課後支援についてはもっと充実をしてほしいです。働く親が増加し子供の放課後の過ごし方が重要になってきています。いきいきのみならず、学童保育への支援を充実してほしい。いきいきではおやつや給食がなく、遊びの場を提供しているだけで留守家庭の子どもの保育の場所ではありません。学童保育は家庭の延長であり働く親が安心して、こどもを預ける場所です。しかし、補助金は十分ではなく運営は保護者が担っており、そこで働く指導員の待遇も十分ではありません。大阪市の子育ての充実こそがこの地域を活性化させる重要な活動と感じております。家賃補助、指導員の賃金補助、ひとり親世帯、兄弟世帯への補助金の増加を希望します。夜までこどもが一人でさみしい環境が改善されるようお願い致します。	留守家庭児童対策事業への運営費補助金につきましては、国の補助基準額の改定に伴い本市補助基準額も改定しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	29	－
23	その他	今でも補助金が少なく保育料の負担が大きいため、本来なら学童を利用したい必要としている家庭が利用をあきらめている現状があります。利用したい家庭がもれなく無理なく利用できるように補助金をもっと充実させて下さい。また、不登校のこどもも学童には通えるというケースもあると聞います。学童は行き場のないこどもたちの居場所としても機能しています。今までよりもより充実した保育ができるように補助金を上げて下さい。せめて国の基準にまで引き上げて下さい。学童の先生方は低賃金で働いてくれています。あまりの低賃金に結婚し家庭を持つのが困難な場合もあります。先生たちが継続して働き続けられるように支援して下さい。先生の安定的な確保が子どもたちのすこやかな成長につながります。予算が限られているのはわかっていますが、大阪の未来を担う子どもたちの成長に必要な対策をとっていただくようによろしくお願いします。	留守家庭児童対策事業への運営費補助金につきましては、国の補助基準額の改定に伴い本市補助基準額も改定しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	18	－

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
24	その他	今現在、「留守家庭児童対策事業」を補助金事業として各施設に補助金を出していますが、その内容についても、もう一度考えていただきたいです。国の補助金の考え方は「人件費に対して」のはずが、大阪市は「人件費」以外の全て（家賃、水・光熱費、行事費、設備費、移転にかかる費用など）も含んだ考え方をしており、国が推奨するほかの補助金（家賃補助など）を取ってくれません。そのため、保護者には、高額な保育料（他市の学童保育（放課後児童クラブ）にくらべて）が大きな負担になっています。	留守家庭児童対策事業の運営費補助金につきましては、国の「放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱」では、放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く）とされており、人件費だけでなく、運営に必要な光熱水費や物品購入費など物件費も含まれております。 本市の放課後事業施策につきましては、児童いきいき放課後事業を中心に進めており、その上でなお残る留守家庭児童のニーズに対して留守家庭児童対策事業を実施するものとしており、厳しい財政状況の中、施策を推進しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	1	－
25	その他	こども・子育て支援新制度で幼児教育の保育料が無償化になりました。同じ預かり保育だと思いますが、何故、学童保育も無償化または減額にならないのでしょうか。政府の政策の「働き方改革」で今後も共働きが増えてくるだろうと思われます。働く親のためにも学童保育にも目をむけて下さい。	本市の放課後児童施策につきましては、児童いきいき放課後事業を中心に進めており、その上でなお残る留守家庭児童のニーズに対して留守家庭児童対策事業を実施するものとしており、厳しい財政状況の中、施策を推進しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	24	－
26	その他	児童いきいき放課後事業は、学童保育のように専用の保育スペースはあるのですか？おやつはあるのでしょうか。居住する校区の学校は児童いきいき放課後クラブはないときいています。	児童いきいき放課後事業につきましては、小学校の余裕教室等を活用して実施していることから、保育のためのスペースを設けることができる小学校では放課後児童クラブを行っております。 また、おやつにつきましては、各校の「児童いきいき放課後事業運営委員会」において、活動時間延長児童への提供の可否を定めております。	63	－

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
27	その他	保育士の休暇保障ができ、ゆとりを持って保育できるように、大阪府の保育士配置基準を０歳児２：１、１歳児４：１、２歳児５：１、3歳児10：１、４歳児20：1、５歳児20：1とし、常勤保育士が配置できるよう計画に入れてください。保育士の処遇改善や休暇保障ができるような抜本的な計画を立てて下さい。このままでは働きたくても働きつづけられません。こどもたちの発達や環境を守ってください。	保育士の配置基準につきましては、保育の質の確保の観点から重要であると考えておりますが、配置基準の改善は全国的な課題であり、恒久的な制度として国において推進されるべきものであり、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。 なお、来年度から、保育士の年休取得や積極的な研修参加ができるよう新たに保育士働き方改革推進事業を実施することとしております。本市では、国の保育人材確保事業に加え、このような本市独自事業を実施し、民間保育所等の保育人材確保に鋭意取り組み、また保育・幼児教育センターによる研修等を通じてスキルアップを図り、保育の質の確保に努めております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	29	－
28	その他	保育士確保のためにも公立保育所の保育士給料表を元に戻して下さい。	保育士の給料表については、本市人事委員会からの給与勧告を受けた平成25 年12 月25 日付け「職員（保育士、幼稚園教員）の給与に関する報告」を踏まえ、平成27 年４月１日から導入されております。 なお、本市人事委員会の給与勧告は、職員の給与を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本として実施されております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	10	－

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
29	その他	こどもたちを安心してあずけられるよう、人員配置の基準をもっと拡充して欲しいです。また、少人数であれば看護師を配置（常勤として）しなくて良いという点について、重度のアレルギー児など多様化している中不安要素が強いです。こどもが健全に生活していけるために、看護師を全保育施設に１名以上の配置をして頂きたい。	保育士の配置基準につきましては、保育の質の確保の観点から重要であると考えておりますが、配置基準の改善は全国的な課題であり、恒久的な制度として国において推進されるべきものであり、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。 なお、本市では、平成25年度より児童の健康管理、感染症の予防、傷病の対応など、低年齢児の安全確保のため、乳児９人以上が入所している民間保育所に対し、看護師又は保健師の雇用経費の一部を助成し、看護師等の配置を進めております。さらに、平成28年度からは准看護師も補助対象として雇用経費の一部を助成しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	1	－
30	その他	廃止された民間社会福祉施設職員給与改善費を復活させて下さい。保育士、栄養士、調理師、看護師などの人数を十分に確保出来るように職場での労働意欲が持てて維持出来る賃金、労働条件を設定してほしいです。 子育て支援員で補充をされても正規職員、保育士資格を持っている職員の心身の負担が増えている現状は何も変わりません。保育士になろうと思える環境、条件に少しでも近づける様に、保育士の給与を改善して下さい。	保育人材確保のためには保育士全体の処遇改善が重要と考えておりますが、当該制度は国において制度設計がなされていることから、国に対し制度の改善、充実が図られるよう要望しております。 なお、平成29年度より、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成29年４月27日付け府子本第375号・29文科初第215号・雇児発0427第８号）において、副主任保育士や職務分野別リーダー等の中堅の役職を創設し、その職務・職責に応じた処遇改善を行う処遇改善等加算Ⅱが創設されております。 本市では、市独自に新規採用保育士特別給付事業等を実施し、また、来年度からは新たに保育士働き方改革推進事業を実施することとしており、これらの取組を通して職場環境を更に改善し、保育の質の向上を図ってまいります。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	22	－

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
31	その他	栄養のある、あたたかい給食をこどもが食べられるように、給付の対象となる保育施設、保育事業の給食は自園調理を原則としてほしいです。	保育所における給食の外部搬入につきましては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条の２により、満３歳以上の児童に対する食事の提供として、こどもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、食物アレルギー、アトピー等への配慮等一定の要件のもと認められております。 なお、本市では、保育所整備にあたり、自園調理が義務付けられている０歳児から２歳児の受け入れも条件としていることから、自園調理室の設置及び自園調理（調理業務委託も可）の実施が必要となっております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	1	－
32	その他	こどもの健やかな発達に栄養バランスの取れた給食は必須です。給食を保育・教育の一部と考えて、給食費の実費徴収をやめて下さい。	給食材料費につきましては、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることなどを踏まえ、これまでも保護者負担を原則としており、今後も、基本的には保護者にご負担いただくものと考えております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	2	－

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
33	その他	小学校の教員をしています。 虐待の定義、範囲がたいへんわかりにくいです。私が勤務している学校でも、「これは虐待にあたるのではないか？」と思い管理職に相談することがあり、管理職から区役所やこども相談センターにたずねてもらっても、「その程度では、動けないらしいと言われた」と返事が返ってくるばかりです。そして、「学校で、子どもから聞き取ってください」と言われるので聞き取りをするのですが、小学生の中学年にもなると子どもは親と引き離されているのではないかと思ったり、親にばれたらまたきついことをいわれたりするのではないかと心配してい、本当のことを言いません。 こども相談センターは「保護者に、その行為は虐待ですと言ってください」と、学校に言うのですが、それを言って親が逆ギレして、子どもがよけいに何かされたらと思うと言いにくいです。また、そもそも、そういう保護者は連絡がたいへんつきにくいです。 そこで、学校や幼稚園などから連絡が入ったら、いままでの２週間単位の一時保護ではなく、とりあえず２～３日程度、こども相談センターで身柄を保護し、子ども・保護者から聞き取りをするというふうに条例を改正して実施することはできないでしょうか。	虐待に関する学校の対応につきましては、平成27年11月に市教育委員会が教職員向けに作成した手引き「子どもの『安心』への支援」に基づいて対応しており、こども相談センターでは学校から通告を受けた場合、児童虐待防止法や「子ども虐待対応の手引き」に基づき速やかに対応を行っております。 一時保護につきましては、虐待が疑われる状況があれば、調査のうえ虐待の程度やこれまでの指導経過等を踏まえて在宅のままでは児童の安全が確保できないと判断される場合に、個別のケースごとにアセスメントや環境調整、指導等を行うことを目的に行っております。 なお、一時的にその養育環境から離すこととなることから、こどもにとっては、養育環境の変化により大きな負担を伴うものであり、その要否については、迅速に必要な調査を行った上で組織的に判断しております。 虐待が疑われる児童を発見された場合は、学校管理職へ報告していただき、前述の手引きに基づいて区役所又はこども相談センターへ連絡をお願いいたします。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	1	－

大阪市こども・子育て支援計画（第２期）素案に寄せられたご意見と本市の考え方（案）

資料１－２

通し番号	計画該当箇所	意見	意見に対する本市の考え方	意見件数	計画掲載ページ
34	その他	意見発信の場を設けていただきありがとうございます。 目的：体力づくり、安心安全なあそび場の提供 案：土地建物駐車場の売却募集→大阪市による買取→施設の建設 具体内容： 【場所】開平小学校の南東西エリア 【施設】ターザンロープ、上り棒、うんてい、ロッククライミングがあるようなアスレチック 50メートル走ができるトラック （例えば、会社員の昼休みにあたる11：30～13：30は会社員向け、午前中は近隣小学校の体育授業専用、13：30以降は一般開放。のようにする。） すべり台、ブランコ、砂場、鉄棒、うんていがある公園（中央区の中大江公園まで行かずとも、西区の西船場公園のようなイメージ） 【場所の理由】 開平小学校は増築工事で2020.4～2年間校庭が使用できず、使用できるようになったあとも、大阪一狭い校庭。他の小学校でも同様の問題はあるものの、小学校に隣接して遊具のある公園がある。中之島公園は大きな道路を横断して行かねばならず近いとはいいがたく、遊具もなく、ドッジボールをするような環境でもない。マンションが増え、児童数も増えているため、こどもが肩身の狭い思いをすることなく遊べる場が欲しいと思います。ビジネス街でありつつ、こどもが生活するエリアとして、こどものオアシスがあればよりよい環境になると思います。	公園の整備につきましては19番で回答しております。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	1	－
35	その他	土佐堀中央通り・御堂筋～堺筋の間はビジネス街でしかたないと思うのですが、こどものあそび場がないので困っています。セントレジスホテル１階の一角に広いスペースがあり→地域の乳幼児が遊べるスペースに開放してもらえないか。折衝をしていただけるとうれしいです。施設を新設するなら協賛企業を募っていただく等、実現可能性低いと思いますが、検討おねがいします。	本市では、各区の子育て支援施設において、こどもの遊び場を提供しているところであり、引き続きこどもの遊び場の確保に努めてまいります。 いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。	1	－